

# 仕様書

## 1. 件名

札幌運輸支局他で使用する電気

Electricity to use in Sapporo transportation branch office others

## 2. 概要

- (1) 需要場所 別紙1のとおり  
(2) 業種及び用途 官公署（事務室及び車検場）

## 3. 仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、電気方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式  
イ 標準電圧 6,000ボルト  
ウ 計量電圧 6,000ボルト  
エ 標準周波数 50ヘルツ  
オ 電気方式 1回線受電

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 別紙1のとおり  
各月の契約電力は、その一月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。  
イ 予定使用電力量 820,983kWh（月別は、別紙1のとおり）

- (3) 使用期間

自 令和3年4月1日 午前0時 至 令和4年3月31日 午後12時

- (4) 電力量の検針

- 自動検針装置 有  
電力会社の検針方法 自動検針  
計量器 電力量計

- (5) 需給地点

札幌運輸支局 (0110330402901016004000)	北海道電力株式会社の41画52区18図21番69の83号柱より引込みの札幌運輸支局の構内第1号柱に施設した札幌運輸支局の区分開閉器電源側接続点
函館運輸支局 (0119769793211100034000)	北海道電力株式会社の20画55区88図44番25の81号柱に施設した北海道電力株式会社の分岐開閉器負荷側接続点

旭川運輸支局 (0119729721125022004000)	北海道電力株式会社の 52 画 52 区 49 図 60 番 02 の 09 号柱より引込みの旭川運輸支局の構内第 1 号柱に施設した旭川運輸支局の区分開閉器電源側接続点
室蘭運輸支局 (0110350551304009004000)	北海道電力株式会社の 31 画 40 区 13 図 75 番 23 の 01 号柱より引込みの室蘭運輸支局の構内第 1 号柱に施設した室蘭運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（庁舎） (0110340502602008014000)	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 57 番 09 の 49 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（車検場） (0110340502603001026000)	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 56 番 68 の 91 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
帯広運輸支局 (0110346419707502004000)	北海道電力株式会社の 43 画 31 区 12 図 44 番 22 の 27 号柱より引込みの帯広運輸支局の構内第 1 号柱に施設した帯広運輸支局の区分開閉器電源側接続点
北見運輸支局 (0119729710199017004000)	北海道電力株式会社の 53 画 56 区 59 図 14 番 26 の 10 号柱より引込みの北見運輸支局の構内第 1 号柱に施設した北見運輸支局の区分開閉器電源側接続点

( ) 内は供給地点特定番号

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4. その他

- (1) 力率は、契約期間中 100% を保持する予定である。
- (2) 力率の変動、燃料費の価格変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件等による。  
なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
- (3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。
- (4) 非常用自家発電設備を有していない。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。  
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。  
イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五

入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) 別に示す入札内訳書に従い各需要場所個々の月額電気料金の合計を計算し、8ヶ所を合算する方法により総額を計算する。

なお、月額電気料金の合計が消費税込みの金額である場合には、次により計算すること。

(各需要場所個々の月額電気料金の合計) = (税込み金額の合計) - (消費税等相当額)

\* (消費税等相当額) = (税込み金額の合計) × 10/110 (1円未満切り捨て)

(7) 請求はその月の請求金額を取りまとめた後、請求書を発行すること。

支払義務者は下記のとおりで、契約書・請求・支払の方法については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

・支出負担行為担当官 北海道運輸局長

・独立行政法人自動車技術総合機構 北海道検査部長

(8) この仕様書に定めのない事項については、北海道運輸局総務部会計課調度管財係（電話 011-290-2713）の指示によるものとする。

(9) 事故等発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告をできるようにしておくこと。

別紙1

需要場所	契約種別	令和2年 9月現在の 当月契約 電力 (単位:kw)	供給電圧 (計量電圧) (単位:V)	区 分	合計使用 電力量 (単位:kwh)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
札幌市東区北28条東1丁目 北海道運輸局札幌運輸支局	業務用電力	118	6,000	札幌運輸支局	90,000.5	6,334.2	6,451.1	7,315.2	6,441.3	5,473.4	6,433.6	6,612.4	8,069.6	8,992.5	8,463.5	9,349.7	10,064.0
				北海道検査部	160,115.5	13,790.8	9,842.9	9,549.8	12,168.7	13,247.6	10,848.4	10,221.6	11,364.4	17,973.5	19,217.5	16,680.3	15,210.0
				計	250,116	20,125	16,294	16,865	18,610	18,721	17,282	16,834	19,434	26,966	27,681	26,030	25,274
函館市西桔梗町555番24 北海道運輸局函館運輸支局	業務用電力	75	6,000	函館運輸支局	77,524.3	6,215.6	4,946.7	4,724.2	5,180.4	5,707.5	5,010.4	4,183.9	6,586.0	9,607.4	9,044.5	8,386.9	7,930.8
				函館事務所	38,698.7	3,047.4	2,554.3	2,865.8	3,082.6	3,761.5	2,998.6	2,605.1	2,996.0	3,487.6	4,077.5	3,640.1	3,582.2
				計	116,223	9,263	7,501	7,590	8,263	9,469	8,009	6,789	9,582	13,095	13,122	12,027	11,513
旭川市春光町10番地1 北海道運輸局旭川運輸支局	業務用電力	50	6,000	旭川運輸支局	47,789.3	3,708.8	3,255.9	3,343.3	4,764.3	5,354.9	4,241.7	3,973.8	3,732.0	4,189.6	3,726.5	3,647.4	3,851.1
				旭川事務所	65,797.7	5,398.2	4,116.1	4,175.7	4,321.7	4,714.1	4,146.3	4,580.2	6,710.0	7,243.4	7,321.5	6,332.6	6,737.9
				計	113,587	9,107	7,372	7,519	9,086	10,069	8,388	8,554	10,442	11,433	11,048	9,980	10,589
室蘭市日の出町3丁目4番9号 北海道運輸局室蘭運輸支局	業務用電力	38	6,000	室蘭運輸支局	39,165.7	3,164.2	2,709.7	2,794.9	2,602.6	2,535.1	2,551.0	2,579.1	3,380.8	2,859.5	4,838.5	4,636.8	4,513.5
				室蘭事務所	42,917.3	3,175.8	2,466.3	2,798.1	2,707.4	2,609.9	2,578.0	2,637.9	3,198.2	6,397.5	5,909.5	4,153.2	4,285.5
				計	82,083	6,340	5,176	5,593	5,310	5,145	5,129	5,217	6,579	9,257	10,748	8,790	8,799
釧路市鳥取大通6丁目2番13号 北海道運輸局釧路運輸支局(庁舎)	業務用電力	18	6,000	釧路運輸支局	59,744.3	5,897.6	4,634.4	3,929.8	3,886.6	3,706.3	3,800.4	4,231.6	5,556.6	6,065.2	6,146.5	5,733.0	6,156.3
				釧路事務所	1,219.7	120.4	94.6	80.2	79.4	75.7	77.6	86.4	113.4	123.8	125.5	117.0	125.7
				計	60,964	6,018	4,729	4,010	3,966	3,782	3,878	4,318	5,670	6,189	6,272	5,850	6,282
釧路市鳥取大通6丁目3-1 北海道運輸局釧路運輸支局(車検場)	高圧電力	25	6,000	釧路運輸支局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				釧路事務所	38,277.0	3,334.0	2,531.0	2,550.0	2,295.0	2,308.0	2,225.0	2,917.0	3,155.0	4,322.0	4,570.0	4,216.0	3,854.0
				計	38,277	3,334	2,531	2,550	2,295	2,308	2,225	2,917	3,155	4,322	4,570	4,216	3,854
帯広市西19条北1丁目8番4号 北海道運輸局帯広運輸支局	業務用電力	71	6,000	帯広運輸支局	33,912.9	2,969.0	2,168.8	2,110.3	2,220.9	2,393.2	2,060.7	2,160.3	2,889.6	4,083.9	3,808.1	3,654.3	3,393.8
				帯広事務所	51,414.1	3,826.0	3,669.2	3,755.7	3,945.1	5,361.8	3,801.3	3,598.7	3,985.4	4,533.1	5,568.9	4,857.7	4,511.2
				計	85,327	6,795	5,838	5,866	6,166	7,755	5,862	5,759	6,875	8,617	9,377	8,512	7,905
北見市東三輪3丁目23番地2 北海道運輸局北見運輸支局	業務用電力	35	6,000	北見運輸支局	31,798.8	2,458.1	2,081.1	2,117.8	2,375.3	2,202.4	2,182.6	2,313.3	2,590.6	3,681.9	3,527.8	3,304.1	2,963.8
				北見事務所	42,607.2	3,434.9	2,819.9	3,039.2	2,935.7	3,015.6	2,861.4	2,799.7	3,384.4	4,187.1	5,309.2	4,702.9	4,117.2
				計	74,406	5,893	4,901	5,157	5,311	5,218	5,044	5,113	5,975	7,869	8,837	8,007	7,081
管内合計		430		北海道運輸局 合計	379,935.8	30,747.5	26,247.7	26,335.5	27,471.4	27,372.8	26,280.4	26,054.4	32,805.2	39,480.0	39,555.4	38,712.2	38,873.3
				北海道検査部 合計	441,047.2	36,127.5	28,094.3	28,814.5	31,535.6	35,094.2	29,536.6	29,446.6	34,906.8	48,268.0	52,099.6	44,699.8	42,423.7
				合計	820,983	66,875	54,342	55,150	59,007	62,467	55,817	55,501	67,712	87,748	91,655	83,412	81,297